

エネルギー管理企画推進者等の実務力アップ(省エネ法改正情報)

日時: 令和4年9月27日(火) 13:00~16:30 (12:30から受付開始)

場所: たかつガーデン「鈴蘭」

住所: 〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11 ※受講者には、別途案内地図をお送り致します。

“エネルギー管理の要点”を具体的に解説

省エネ法は累次の改正により対象分野の拡大や報告義務など規制強化が行われてきました。2018年には連携省エネの認定制度が採用され、今年度の改正ではエネルギーの定義見直しや非化石エネルギーへの転換が盛り込まれます。また近年は事業者クラス分け評価制度といった法の執行面の厳格化もなされています。特定事業者でのエネルギー管理統括者やエネルギー管理企画推進者の役割はますます重要なものとなってきました。

しかし実際に取り組んでみると「省エネ法は理解出来たものの何から取り掛かれば良いの?」、「ISO50001との関連付けがわからない」、「管理項目が多すぎてマニュアルが形骸化している」...などの悩みは有りませんか? 本講座では、省エネ法に従った管理の進め方や実務に役立つポイントについて、簡単な事例も交えて解説します。また、今年度の省エネ法改正ポイントを分かりやすく説明します。

このような方々におすすめ



エネルギー管理をトップの立場で実施する皆様

- エネルギー管理統括者として全社の省エネを推進のためエネルギー管理現場を理解したい。
- エネルギー管理統括者を補佐するエネルギー管理企画推進者として総合的な管理を担当する。

資格を取得し、いよいよ実務を担当される皆様

- 新規にエネルギー管理士免状取得した。エネルギー管理講習を修了した。
- エネルギー管理士免状を取得してから長い間、エネルギー管理の実務から遠ざかっていた。

カリキュラム

- 省エネ法の解説と法の執行強化
連携省エネ計画の認定制度、認定管理統括事業者の認定制度、エネルギーの使用と省エネ推進に関する全社一体管理、中長期計画・定期報告によるベンチマーク制度の強化、等
 - 全社管理体制の構築
シンプルで実効性のある管理体制のポイント、管理体制の例、ISO50001等
 - 省エネ法に従った管理業務
管理必須のツール、実効性のあるマニュアル、見える化・計測のポイント等
- 【講師】 一般財団法人/省エネルギーセンター エネルギー使用合理化専門員 鳥山
【教材】 当日配布します

1. 申込方法
2. 受講料(税込)
3. 支払方法

受講申込書に、ご記入後メール又はファックスにてお申し込み下さい

定員: 20名

一般: 17,600円 賛助会員: 14,300円

開催日の1週間前に請求書を送付します。下記の銀行口座にお振込みください。

お振込先: みずほ銀行 梅田支店 (普通預金 No.1048083) (振込み手数料はご負担願います)

口座名義: 一般財団法人 省エネルギーセンター 近畿支部 【ザイショウエネルギーセンター キンキョウ】

開催日前1週間以内のキャンセルについては、理由の如何を問わず受講料はご請求させていただきます。代理の方の出席をご検討下さい。

4. 問い合わせ

一般財団法人省エネルギーセンター近畿支部 担当: 葉山 mail:kinkikoza@eccj.or.jp
〒550-0013 大阪市西区新町1-13-3 四ツ橋KFビル TEL:06-6539-7515 講座当日: 090-4675-7086

(切り取らずに FAX してください。)

「エネルギー管理企画推進者等の実務力アップ」

受講申込書

令和 年 月 日

■会社事業所名		<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 賛助会員 ■受講料 (名分) 合計 円		申込受付印
■住所〒		■お支払予定日 令和 年 月 日		
■TEL: ■FAX:		■請求書は、郵送します。		
■申込者 所属:	■役職:	■申込者 氏名:	■申込者 e-mail:	
受講者所属	役職	受講者氏名(フリガナ)	受講者 e-mail (必須)	